

御意見の概要及び御意見に対する考え方

平成30年12月27日

中小企業庁

金融庁

御意見の概要	御意見に対する考え方
<p>【御意見①】 3ページの17行目「など」は、「など、」のほうが適当と思います。</p> <p>【御意見②】 3ページの20行目「中小企業等」は、法第2条第2項の「中小企業者等」と同じものか？</p> <p>【御意見③】 3ページの26行目「行われたのか」は、「行われたものか」のほうが適当と思います。</p> <p>【御意見④】 3ページの最下行「関与がある」は、「関与があった」のほうが適当と思います。</p> <p>【御意見⑤】 4ページの10行目「関わっていたのか」、「関与があったのか」は、それぞれ「関わっていたものか」、「関与があったものか」のほうが適当と思います。</p> <p>【御意見⑥】 4ページの15行目「体制が構築されている」とは、個人の場合は、何を意味しているのか？</p> <p>【御意見⑦】 4ページの19行目「、といった」は、「などの」のほうが適当と思います。</p>	<p>【御意見①】 御意見のとおり修正します。</p> <p>【御意見②】 法第26条第2項第1節において、経営革新等支援機関の業務は「経営革新若しくは異分野連携新事業分野開拓を行おうとする中小企業又は経営力向上を行おうとする中小企業等の経営資源の内容、財務内容その他経営の状況の分析」と定められております。法第2条第2項で定められている「中小企業者等」は異分野連携新事業分野開拓計画の認定対象となる者のことを指しており、経営革新等支援機関の支援対象は更に広い範囲の「中小企業等」を指しております。</p> <p>【御意見③】 御意見のとおり修正します。</p> <p>【御意見④】 現時点での関与の有無にも関係することであるため、原案とさせていただきます。</p> <p>【御意見⑤】 御意見のとおり修正します。</p> <p>【御意見⑥】 中小企業等の経営強化に関する基本方針にあるように、財務状況の健全性、窓口となる拠点、その他適切な運営の確保等に必要事業基盤を備えていることなどを想定しています。</p> <p>【御意見⑦】 御意見のとおり修正します。</p>